

第九十項に規定する自動車については、第三十一条第十五項の規定にかかわらず、第九十項の規定によるほか、原動機を無負荷運転した後原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について同条第十四項第二号に定める測定方法により三回測定し、その測定した値の平均値が四十パーセント以下であればよい。

第六十七條の二第十七項から第十九項まで及び第二十六項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二十七項中「第十五項から第十七項まで」を「第十七項から第十九項まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

別表第五及び別表第六中「第三十一条の二」の下に、「第五十八條」を加える。

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三に次の一号を加える。

二十四 道路運送車両の保安基準第一条の三の破壊試験を行っていない装置を備える自動車にあつては、その旨

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第三条 道路運送車両の保安基準の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「二輪自動車、側車付二輪自動車」を「ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車」に改める。

第十八条第三項中「前項の規定が適用される自動車（座席の地上面からの高さが七百ミリメートルを超える自動車を除く。）を、座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に改め、同条第五項中「別記様式」を「別記様式第一」に改める。

第三十三条第三項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 大型特殊自動車（ボール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方五度の平面及び下方五度の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向十度の平面及び前部霧灯の外側方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

六 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

第三十四条第三項中「前項」の下に（大型特殊自動車（ボール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第三号に係る部分を除く。）を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。

第三十四条第四項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第三十五条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大型特殊自動車（ボール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向三十度の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向十度の平面）及び外側方向三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

第三十五条の二第五項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、下方五度の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方四十五度の平面及び後方四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

第三十七条第三項中「前項」の下に（大型特殊自動車（ボール・トレイラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第三号に係る部分を除く。）を加え、同項に次の一号を加える。

六 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。

第三十七条の二第二項を次のように改める。

二 後部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

二 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

第三十七条の二に次の一項を加える。

三 後部霧灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

一 後部霧灯の数は、二個以下であること。

二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合のみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。

三 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。

イ 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。

ロ 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあつても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。

四 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上メートル以下、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。

五 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上メートル以下となるように取り付けられていること。

六 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から百ミリメートル以上離れていること。